

実施方針に関する意見と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	③既存ストックを活用して実施する計画について、計画の内容を公表していただけないでしょうか。	入札公告時に示します
2	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	本事業の予定価格と設計、工事、維持管理業務それぞれの内訳を公表していただけないでしょうか。	公表できません。
3	実施方針	6	第2	3		選定に関するスケジュール	選定事業者の公表(2月頃)から事業契約の締結(3月頃)までの約1ヶ月では、SPC設立のための登記等手続きが1ヶ月程度要するため、スケジュールが非常に厳しいと考えます。選定事業者の公表から事業契約の締結までの期間を約3ヶ月確保していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	実施方針	7	第2	3	(3)	実施方針に関する説明会	実施方針に関する説明会は開催されませんが、入札公告・入札説明書等に関する説明会及び現場見学会を開催していただけないでしょうか。	説明会・現場見学会は予定しておりません。
5	実施方針	7	第2	3	(4)	実施方針に関する質問・意見の受付	受付期間が公表から1週間と短いので、入札説明書等に関する質問の受付(第1回)は、公表から2週間以上の受付期間としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
6	実施方針	19	第6	3		金融機関等との協議	SPCを設立する場合としない場合でSPCにかかる費用が異なるため、公平な競争の条件とならないと思います。SPCを設立した場合としない場合に明確な評価差を設けて頂きたい。	ご意見として承ります。

実施方針に関する意見と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
7	別紙2	22				事業対象区域図	要求水準書 第2.3(2)に設計図書が閲覧可能との記載がありますが、閲覧では把握不十分と考えられます。事業対象区域における管路・マンホール(電力、通信、上水道、下水道)等の詳細図面を公表していただけないでしょうか。	入札公告後、設計図書の貸与を予定しています。
8	別紙6	26	11			リスク分担表	契約解除した場合の事業者の損害は国が負担して頂きたい。	事業者の帰責事由による契約解除については事業者負担となりますが、国の帰責事由については国が負担します。
9	別紙6	26	12			リスク分担表	本事業はサービス購入型であることから、「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」についても国の負担として頂きたい。	リスク分担表(案)No.12のとおりとします。
10	別紙6	27	20			リスク分担表	事業者に帰責事由がある場合以外のリスクは、国の負担として頂きたい。	要求水準書第2.3.調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内は事業者の負担とします。
11	別紙6	27	21			リスク分担表	事業者の帰責事由による場合以外は、国で負担して頂きたい。	リスク分担表(案)No.21のとおりとします。ただし、不可抗力等の他の要因も含まれると判断される場合は協議するものとします。
12	別紙6	28	32			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」→「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表(案)No.32のとおりとします。

実施方針に関する意見と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
13	別紙6	28	39			リスク分担表	通常避けることのできないものは、全て国の負担として頂きたい。	事業者の提案の範囲内での工事における通常避けることのできない理由による第三者への損害リスクは、事業者の責任とします。ただし、工事に起因した騒音、振動による周辺住民等への損害などの施工者に問わず発生する増加費用は国と事業者で協議するものとします。
14	別紙6	28	41			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」→「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表(案)No.41のとおりとします。
15	別紙6	29	44			リスク分担表	特にインフレスライドについては、デフレーターではなく、建設物価指数を採用していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
16	別紙6	29	48			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」→「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表(案)No.48のとおりとします。
17	別紙6	29	53			リスク分担表	国の帰責事由によるものについて、事業者の負担となるものが有るようでしたら具体的内容を明示して頂きたい。	中国地方整備局の事責事由により事業者が実施していない業務費用の減額分について事業者負担を想定しています。